

廣田愛理

フランスのヨーロッパ統合政策と経済近代化——1950年代における国内農工関係と仏独経済関係——

審査委員

馬場哲（主査）、工藤章、森建資、小野塚知二、石原俊時

1952年のヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（ECSC）発足以降のヨーロッパ統合過程は、1954年のヨーロッパ防衛共同体（EDC）構想の挫折が示すように、単線的な拡大・発展の道を辿ったわけではない。しかし、1955年のベネルクス諸国主導による「全般的共同市場」路線への転換を経て1957年にヨーロッパ経済共同体（EEC）の設立が実現した。本論文は、統合に一時消極的となったフランスが共同市場案を最終的に受諾した理由を、1950年代における農業と工業双方における経済近代化政策および仏独関係を中心とした対外経済関係と関連づけながら実証的に明らかにすることを課題としている。

「序」では研究史の整理とそれにもとづく著者の視点が提示される。ながらくフランスが共同市場案を受諾した経済的理由を農業保護に求める解釈が支配的であったが、ミルワードは国民的利害の観点から各国の統合政策を再検討する必要性を提起し、これを受けて、フランスでは国内の経済近代化政策が統合政策に先行し統合は近代化の手段として選択されたという見方が登場するようになった。しかし、今度は工業の近代化に重心が置かれ、農業を看過する傾向が出てきた。これに対して著者は、農工双方の近代化を関連づける必要性を強調する。

また、ECSC誕生後の統合史を論ずる場合、ヨーロッパ経済協力機構（OECE）はもっぱら貿易自由化の推進機関として論じられてきたが、1956年の自由貿易圏（FTA）提案とともにOECEの枠内での統合構想が復活し、EECの成立過程と密接な関係をもつにいたった。FTA交渉は結局決裂したが、その理由はドゴールの決断といった単純なものではなく、これもまた経済近代化政策と関連していたというのが著者の視点である。

さらに著者は、フランスの統合政策を対独政策と切り離して語ることはできないと考える。終戦直後のフランスはドイツ経済の弱体化を追求したが、マーシャル・プランの受け入れによって協調政策へと転換せざるをえなくなった。しかし、近年の研究によれば、政策転換によって仏独経済関係の発展への道がすぐに開かれたわけではなく、仏独の双務的な枠組みよりもヨーロッパ・レベルの多角的な枠組みのほうが望ましいということになり、ここに仏独経済関係とヨーロッパ統合が直接に結びつくことになった。こうして、ドイツ経済による支配への不安にもかかわらずフランスが共同市場案を受諾した経緯が改めて問われることになる。

第1章「経済近代化と農工業の相互関係」では、農業における部門統合路線が挫折に終わった過程とその背後にあるフランス経済の諸問題、とりわけフランス農業と工業との複雑な関係が明らかにされる。1948年にモネ・プランが修正された結果、フランス農業政策の目標は食糧自給から農産物輸出国化に移り、小麦、食肉、乳製品などの基本農産物とその輸出市場の獲得に重点が置かれた。こうしてフランス農業は国内経済のみならずヨーロッパの枠組みとも密接な関係をもつことになった。そこで注目されたのがドイツ市場であり、農業界は仏独和解路線を積極的に推進した。仏独2国間協定は失敗したが、1951年からフランス政府はヨーロッパ農業会議開催を呼びかけ、ECSC型のヨーロッパ農業共同体構想が検討された。しかし、国内・各国間の意見対立が激しく1954年に構想は放棄された。共同市場のもたらす域内関税撤廃による競争への不安、および海外領土を他の加盟国に開放することによって生じる不利益がその理由であったが、そのことに関わらずフランス農業の近代化は貿易自由化に先立つ緊急の課題であった。

フランスは1949年以来OEECの自由化に積極的に関与してきたが、支払危機のため1952年に輸入許可制を復活させ、OEEC理事会の批判を受けた。このため、外国との価格差の原因を探るためのナッタン委員会が設置された。同委員会報告は価格競争力改善のための国内改革と貿易自由化を提言したが、産業界の抵抗は大きかった。ECSCの誕生以後和解に向かっていた仏独関係は1954年のフランスのEDC批准拒否によって中断されたが、ドイツの主権回復が否定されていたわけではなく、関係修復への対応はすばやく行われた。しかし、フランスが農産物の対独輸出の拡大を求めつつ、ドイツからの工業製品輸入の拡大を拒んだため、2国間協定には限界があった。工業の近代化が問題解決の鍵であったが、それは農産物の輸出枠を広げるものではなかった。

第2章「フランスのローマ条約受諾と『社会的負担の調和』問題」では、EECの共同市場へのフランスの参加はいかにして可能になったのかが、「社会的負担の調和」問題の処理を追うなかで明らかにされる。1954年からの仏独間の2国間協力の試みは他の諸国に不安を与え、1955年5月のベネルクス諸国による部門統合と全般的経済統合の2本立ての「再活性化」提案につながったが、フランスは市場統合には消極的であった。共同市場交渉の進展は、自国産業の競争条件にとって不利な「社会的負担」（＝賃金に付随する社会福祉的性格の企業負担）における不均衡の除去（＝「調和」）が実現できるかどうかにかかっているとフランスは考え、社会立法の遅れた国への代償措置を要求し、他の5カ国と対立した。他方で、輸出奨励金と輸入奨励金に対するOEEC内の圧力が高まっていた。

しかし、「社会的負担の調和」の実施時期で他国と折り合いがつかず、フランス政府は受諾をなかなか決断できなかった。1956年10月の6カ国外相会議では、男女賃金

と有給休暇日数の平等化についてのみ合意するにとどまったが、その見返りとして輸出奨励金と輸入特別税の維持やセーフガード条項によるフランス産業の保護（＝「保証」）を獲得した。産業界内部では全体として保護を要求する意見が強く、企業の賃金負担や「社会的負担」を増加させ、物価凍結政策を行う政府を激しく批判し、通貨の安定にもとづく経済拡大政策を要求した。「社会的負担の調和」や「保証」は、そうした政策の効果が現れるまでの担保と認識されていた。

1956年7月にOEECにおいて浮上したFTA構想は、フランスにとって6カ国の共同市場よりも不都合と考えられたが、イギリスの参加によってドイツの競争圧力は相対的に緩和され、輸出の可能性も広がると期待された。しかし、共同市場がFTAに取って代わられることも危惧され、共同体交渉を急ぐ必要から、フランスの態度に妥協を促す結果となった。

第3章「共同市場構想と農業政策」では、農業共同体構想挫折の経験が共同市場交渉における農業問題の解決につながったのは事実であるとしても、フランスにとって農業をヨーロッパの枠組みに包摂することの意味は1950年代前半と後半で同じだったのだろうかという問題意識から、共同市場問題と国内農業政策をめぐるフランス国内の議論が検討される。OEEC内に設置された農業・食糧閣僚委員会では、フランスの反対にもかかわらず、ヨーロッパにおける農産物貿易の自由化を検討することが決定された。共同市場交渉では農産物の保護は撤廃しないことが合意されたが、フランス政府内でも競争への不安から共同市場反対の意見が支配的であり、共同市場案受諾の決断が遅れた。フランス国内では農業問題は大きな社会問題となっていた。農工間の所得格差は拡大を続け、農民は所得の平等を求めたため、第三次近代化プラン(1958-61年)作成の過程では、農業所得の改善と農村の生活水準向上が重要な課題となり、機械化による生産性の上昇が目指された。

1956年9月にフランスは共同市場案受諾を決断して所得の増大を求める産業界に配慮する一方で、国内の財政を圧迫している農業保護システムの代わりに共同体による保護システムを要求し、1957年1月にブリュッセル外相会議ではフランスの要求に沿う形で農業問題が決着した。フランスは国内の市場規制組織に代わるヨーロッパ共通の組織を獲得し、さらに輸出市場拡大の可能性まで確保した。産業界は共同市場創設には原則として賛成であり、FTA構想の出現はこの立場をさらに強めた。むしろ産業界の政府への要求は農工間格差の是正のための国内農業政策の徹底へと向けられた。工業界も共同市場への農業の包摂を歓迎した。基本農産物の価格を農業に必要な工業製品の物価上昇にスライドさせる1957年5月のラボルド法はこうした産業界の要求への対応であった。しかし、保護主義の側面は過渡的な措置にすぎず、同法は1958年12月に廃止された。フランスにとって、共同市場は、農業が競争力をつけるまで一時的に保護を維持しつつ近

近代化政策を遂行することを可能にする枠組みだったのである。

第4章「EEC成立期におけるFTA構想へのフランスの対応」では、1956年のイギリスによる提案から1958年末の交渉決裂までのFTAに関する議論を辿ることによって、OEECを舞台とする2つの統合路線の接点に着目しつつ、フランス政府のFTA観とFTA拒否の理由が検討される。

フランスは、提案に対して当初イギリスによる共同市場妨害策ではないかという疑念をもったが、外務省を中心に、FTAはイギリスが統合に参加する契機をもたらすという理由から好意的な反応もあった。また、共同市場で獲得した「保証」をいかに守るかということも重要な関心事であった。いずれの場合にもその背後にはイギリス抜きの統合が自由主義的なドイツの影響力を強めることへの不安があった。しかし、交渉が始まるとイギリスは関税と数量制限撤廃のみを目的とし、農産物を除外することを主張し、フランスの立場と対立した。「社会的負担の調和」や海外領土参加の問題においてFTA条約が必ずしも望ましいものではないことも判明した。産業界も「保証」の存在しないFTA交渉に反対した。このため、貿易収支の悪化も加わってフランス政府の意見はなかなかまとまらず、それに伴い共同市場6カ国共通の立場の作成も遅れた。これに対してイギリスはフランスを非難したが、ヨーロッパにおける関税特恵が認められない以上フランスがFTAに賛成する理由はなかった。こうしてFTA交渉は決裂し、フランスは自国の利益に適う共同市場を守る道を選択した。

「おわりに」では、フランスが共同市場案を最終的に受諾したのは農工関係を包摂する形でフランス経済全体の近代化を推進する枠組みを提供したからであり、FTAを最終的に拒否したのは、この枠組み自体が損なわれると判断したからであるという結論が提示される。

このような内容をもつ本論文の学問的貢献としては以下の点が挙げられる。1950年代におけるECSCからEECに至るヨーロッパ統合の進展がそれほど単純でも予定調和的でもなかったことはこれまでも知られていたが、この過程をフランスの側から、国内の近代化政策や農工関係と関連づけながら明らかにしていることを第一に指摘できる。とりわけ1950年代のフランス経済が農業と工業双方の価格競争力不足に直面しており、それを克服できるような統合の枠組みを実現できるかがフランスにとって重要な判断基準であったことを指摘した点は、ヨーロッパ統合史・フランス戦後経済史に対する大きな貢献と言えよう。

第二に、フランスが共同市場案を受諾するに際して、以上の点とイギリスによって提案されたFTA交渉の進展過程が微妙に絡んでおり、ヨーロッパ統合のあり方については

1950年代後半に至るまで OEEC を舞台として、従来考えられていた以上に多様な争点と選択肢が存在したこと、また仏独関係を考える場合にも、対独競争の防波堤としてのイギリスへの期待がフランスにとってこの時期にもなお強かったことなどが生き生きと描かれていることも高い評価に値する。

第三に、こうした綿密な実証作業を、フランス各地の文書館に所蔵されている農業省、計画庁、外務省、大蔵省、ヨーロッパ経済協力省間会議常任事務総局 (SGCI)、フランス経営者全国評議会 (CNPF) に関する未公開一次史料を博捜し、各官庁や産業界の思惑や利害の対立にまで分け入って全編で進めていることも評価すべき点である。

もとより本論文にも問題点は残されている。第一に、戦後フランスの近代化政策を、農業と工業双方を関連づけながら捉えようとする視点は重要であるが、こうした政策が登場した背景が十分に検討されていない。ドイツの脅威という問題と同様に戦前からの中期的・長期的な視野のなかに対象を位置づけることが必要であろう。また、農工業の実態や「競争力不足」の内実についても掘り下げが十分とはいえず、言説分析を実態分析によって補強するとともに相対化する努力が求められる。第二に、史料分析から明らかになったことを踏まえて著者なりの構図を示すことが求められる。たとえば EEC が長く保護機能を維持し続けたことや EEC の性格規定をめぐる研究史上の論点に注目するならば、本論文が紹介したさまざまな近代化論の系譜のなかには、来るべき自由化に備えて農工の近代化を進めるためには当面の必要悪として保護が必要であるとする「真性の近代化論」ともいうべき議論と、来るべき自由化を骨抜きにすべく保護機能を滑り込ませようとする主張が混在していたのではないかの疑いがあり、近代化と自由化の関係をめぐる政策論に何らかの類型化を施したうえで、多様な政策論の位置関係を整理する必要があろう。第三に、副題に「仏独経済関係」とあるが、研究史のフォローという点でも史料分析という点でもドイツ側から見る作業が手薄になっている点に不満が残る。特に第4章では英仏関係の比重が高まっており、仏独関係という視点で全体が貫かれていない点も指摘しておかなければならない。

とはいえ、このような問題は先に述べたような本論文の学問的貢献を損なうものではなく、著者が自立した研究者として今後学界に貢献しうる能力をもつことは疑う余地がない。審査委員会は、全員一致で本論文の著者が博士（経済学）の学位を授与されるに相応しいとの結論に達した。